

## 武蔵野市住民投票制度に関する有識者懇談会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市住民投票制度に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、武蔵野市が設定する期日までに、傍聴の希望について申し込み、会議当日、傍聴受付簿に住所、氏名、連絡先を記入したうえで傍聴の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が、職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 懇談会における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に事務局の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、事務局が懇談会を非公開とすることを決定したときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和5年7月4日から施行する。